

関厚麻発0710第1号
26福保健薬第1221号
平成26年7月10日

各事業者 殿

厚生労働省関東信越厚生局麻薬取締部長

東京都福祉保健局健康安全部長

警 告 書

違法（脱法）ドラッグは、麻薬、向精神薬等と同様に多幸福感、快感等の効果を期待して摂取されるにもかかわらず、麻薬等に指定された成分を含有していないことを理由に「合法ドラッグ」や「合法ハーブ」などと称して販売されている。

しかし、違法（脱法）ドラッグから、麻薬、向精神薬、指定薬物などの規制薬物が検出された製品が認められており、また、違法（脱法）ドラッグの使用によると思われる犯罪や重大な交通事故が後を絶たず、深刻な社会問題となっている。

このような事態を踏まえ、都民の健康を守り、保健衛生上の危害発生を未然に防止する観点から、違法（脱法）ドラッグを取り扱う貴店に対して、下記事項を確認し、違法（脱法）ドラッグの販売を自粛するよう警告する。

記

- 1 違法（脱法）ドラッグの一部には、麻薬、向精神薬、指定薬物などの規制薬物が検出されていること及び健康被害事例が発生していることから、貴店で取り扱う製品に違法なものが含まれること。
- 2 違法（脱法）ドラッグの一部には、麻薬、向精神薬、指定薬物などに該当しないが、薬事法に基づく医薬品成分に該当する物質を含むおそれがあること。
- 3 上記1及び2を踏まえ、規制薬物又は規制薬物に似せて作られた物質が含まれている製品の販売を自粛すること。